三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金運用細則

（趣　旨）

第１条　この細則は、三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金に関する規則の規定に基づき、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の災害対策積立金に関する事項を定める。

（災害対策積立金）

第２条　本会は、災害に備えた災害対策積立金を積み立てる。

２　災害対策積立金は、毎事業年度の予算より積み立てる。

３　災害対策積立金の平常時における管理運営は、一般会計として取り扱う。

（災害対策積立金の積立方法）

第３条　災害対策積立金の積立は次の各号の方法により実施する。

(1) 毎事業年度の予算計上をする。

(2) 会員一人当たり概ね年額1,000円に相当する額を目標とする募金の要請を行う。

（災害対策積立金の取り崩し）

第４条　災害対策積立金は次の各号に定める費用のために支出する。

(1) 三重県土地家屋調査士会館の修繕費用

(2) 災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び活動に伴う費用

(3) 被災会員への弔慰金・見舞金の給付

(4) 行政機関等が行う施策へ参加することによる助成金の給付

(5) 上記各号の活動にかかる人件費等の費用弁償

２　前項により災害対策積立金、財政調整積立預金等を取り崩したときは、特別会計を組成し繰り入れる。

（支弁額の決定）

第５条　前条第１項各号の支弁額は、本部長がその都度、諸事情を考慮して定め、理事会の承認を得て決定する。ただし、緊急を要する場合は、後日理事会に報告し承認を得るものとする。

（特別会計の事業年度及び決算）

第６条　第４条第２項の特別会計の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　前項の特別会計は、監事の監査を受け、毎事業年度の決算について総会の承認を得なければならない。

（剰余金）

第７条　本部解散後において第４条第２項の特別会計に剰余金が出たときは、一般会計に繰り戻し、災害対策積立金として積み立てる。

（改　廃）

第８条　この細則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

１　令和７年１月３０日制定、施行